

東日本高速道路株式会社

第2期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・	P 1
貸借対照表	・・・	P 13
損益計算書	・・・	P 15
株主資本等変動計算書	・・・	P 16
個別注記表	・・・	P 17
会計監査人の監査報告謄本	・・・	P 22
監査役会の監査報告謄本	・・・	P 23

(添付書類)

第 2 期 事 業 報 告

〔 平成 1 8 年 4 月 1 日 から
平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

総括

当期における我が国経済は、企業部門の好調さが持続し、秋以降に消費の弱さがみられたものの、国内民間需要に支えられた景気回復が続き、「デフレ・低金利」からの脱却も視野に入ってきたところです。また、当期は、世界的な原油価格の上昇を背景として、夏場にかけてガソリン価格が大きく高騰し、経済全体に与える影響について大きな注目を集めました。

こうしたなか、道路関係四公団民営化関係法に基づき、平成 1 7 年 1 0 月 1 日に設立された当社は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)との間で、今後当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路について、協定を締結し、当期から、民間企業としての本格的な事業年度をスタートしたところです。当社は、日本道路公団(以下「公団」という。)民営化の理念に則り、法令や社会のルールを遵守し、高度な倫理観のもと、公正で透明な経営を行うことによって、国民の皆様からの信頼性の向上に努め、社会的責任を果たしつつ、お客様に信頼され、真に国民のためになる会社を目指すとともに、社会、経済、文化の向上に貢献すべく、今後とも努力を続けてまいります。

さて、当期の事業のうち、まず、機構との協定に基づいて借り受けた道路 3,388 km(平成 1 9 年 3 月 3 1 日現在)の管理におきましては、積雪寒冷地を広範囲にかかえる中、冬期においても安心してご利用いただける道路を目指すなど、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、ノンストップ自動料金支払システム(以下「ETC」という。)を活用した弾力的な料金設定など多様なサービスを提供し、効率的で使いやすく、地域に貢献できる道路管理を目指して事業を進めてまいりました。また、当期は例年にない記録的な暖冬の影響を受け、雪による通行止めや雪氷対策に要する費用が大幅に減少しました。

次に、道路建設におきましては、機構との協定に基づく 525 km の新規供用及び 56 km の 4 車線化等の完成に向けて、道路構造の見直しや技術開発などによる徹底したコスト削減を行いつつ、事業を推進してまいりました。新直轄区間につきましては、技術とノウハウを活かして国の事業推進に協力し、東日本地域における信頼性の高い高速道路ネットワークの構築に貢献してまいりました。

道路休憩所事業におきましては、当社が管理する 295 箇所(うち、当社が資産を保有する箇所は 265 箇所)のサービスエリア・パーキングエリアのうち、これまで財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターが行ってきた 177 箇所の営業施設の管理運営事業について、平成 1 8 年 4 月 1 日から当該営業施設にかかる建物等資産を当社が譲り受けるとともに、当社全額出資の子会社「ネクセリア東日本株式会社」が事業を引き継ぎ、サービスエリア・パーキングエリアをより魅力ある空間として楽しんでもらえるよう専門性・効率性を追求しながら、当社と一体となって事業を推進してまいりました。

この結果、機構との協定締結による民間企業として本格的な事業年度となる当期の営業収益は 8,516 億 52 百万円(前期比 94.9%増)、営業利益は 124 億 18 百万円(前期比 18.2%減)、経常利益は 135 億 02 百万円(前期比 12.7%減)、当期純利益は 75 億 01 百万円(前期比 22.2%増)となりました。なお、前期につきましては、10 月から翌年 3 月までの 6 ヶ月決算になっております。

部門別の状況

道路事業

当期の道路管理延長は、平成19年3月31日現在、北海道縦貫自動車道などを含む計34道路3,388kmとなっています。これらの道路に対して、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。また、地震に強い道路を目指し、地震防災対策を強化するために、橋梁の耐震補強工事を進めてまいりました。さらに、いつも、お客様に安全と快適を実感していただけるよう、常に良好かつ快適な路面の維持に努めるとともに、騒音低減効果及び雨天時の事故防止効果の高い高機能舗装の整備や重大事故防止対策として強化型防護柵の整備を進めました。加えて、ETCの更なる利用促進を図り、そのメリットを多くのお客様に享受していただくため、弾力的な料金サービスを展開し、ETCマイレージキャンペーン、ETCご利用応援キャンペーン、「北海道ETC夏トクふりーぱす」の発売などを実施したほか、11月1日より二輪車ETCを導入してまいりました。

この結果、当期の営業収益のうち料金収入は7,089億48百万円（前期比111.6%増）となり、機構に対する協定に基づく道路資産賃借料の当期負担分は、5,268億49百万円（前期比136.1%増）となりました。また、当期は例年にない記録的な暖冬の影響を受け、過去3カ年の平均と比較すると、雪による通行止め量が約6割の減少となり、雪氷対策に要する費用が約3割の減少となりました。

次に、当期の高速道路の新設は、北海道縦貫自動車道などを含む計18道路525kmの区間で、4車線化拡幅等の改築は、東北横断自動車道など計4道路56kmの区間で実施しました。当期における新規開通道路として、北海道縦貫自動車道八雲インターチェンジ～国縫インターチェンジ間22km、首都圏中央連絡自動車道つくば牛久インターチェンジ～阿見東インターチェンジ間12km及び木更津ジャンクション～木更津東インターチェンジ間7kmが開通し、この結果、当期末で全体計画延長3,874kmの約87%にあたる3,388kmの高速道路ネットワークを形成させました。また、東北横断自動車道小野インターチェンジ～阿武隈高原サービスエリア間5kmの4車線化工事を完成させました。

さらに、公団において平成15年3月25日に策定した「新たなコスト削減計画」を踏まえ、「トンネル、橋梁、舗装に関する技術基準の見直し」や「トンネル設備等、諸施設の仕様・基準の見直し」及び「新技術の活用による新工法の見直し」等につきまして積極的に進めてまいりました。加えて、良好な沿道環境の保全と地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等、沿道の生活環境や自然環境との調和、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

この結果、当期の営業収益のうち道路資産完成高は、修繕工事のものと併せて681億12百万円（前期比245.7%増）となりました。

受託事業

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等のうち、新直轄方式により整備されることになった日本海沿岸東北自動車道など計6道路375kmの高速道路につきましては、調査や用地取得、工事等の事業が的確に進められるよう、国土交通省と協議の上、当社が公団から事業を承継し実施してまいりました。また、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等につきましても、受託により事業を推進してまいりました。

この結果、当期の営業収益のうち直轄高速道路事業を含む受託事業営業収益は622億88百万円（前期比21.7%減）となりました。

道路休憩所事業

サービスエリア・パーキングエリアの営業施設の管理運営におきましては、お客様の多様なニーズにお応えするため、関越自動車道山谷パーキングエリア（下り線）他6箇所コンビニエンス・ストアを導入しました。また、お客様の支持が非常に高い専門店（コーヒーショップ）を東北自動車道蓮田サービスエリア（上り線）に導入したほか、東北自動車道津軽サービスエリア（上り線）他11箇所施設の改修を実施しました。さらに、高速道路を利用して旅行されるお客様への情報発信と販売促進を図るため、情報誌「ハイウェイウォーカー」の提供を開始しました。加えて、当期は、原油価格の高騰に起因したガソリン販売単価の上昇や、給油数量の増加により、ガスステーション部門の売上が非常に好調となりました。

営業施設の建設におきましては、京葉道路幕張パーキングエリアの改良工事並びに首都圏中央連絡自動車道狭山パーキングエリア及び北関東自動車道伊勢崎パーキングエリアの新設工事にかかる設計を行いました。

この結果、当期の営業収益のうち道路休憩所事業営業収益は、108億30百万円（前期比385.2%増）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、新規事業として、ドライブ旅行のポータルサイト「eNEXCOドライブプラザ」を開設するとともに、NEXCO東日本の会員カード「E-NEXCO pass」の発行を行いました。また、日比谷自動車駐車場の駐車場事業、郡山トラックターミナル他1ヶ所のトラックターミナル事業の運営、高速道路の高架下における占用施設活用事業を行いました。

この結果、当期の営業収益のうちその他の事業営業収益は、10億19百万円（前期比273.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社では、平成17年10月1日の会社設立以来、「お客様第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」を経営方針として掲げて、意識改革及び業務改善を進めてまいりましたが、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、当期から、民間企業として本格的な事業をスタートしたところです。

なお、上記のとおり当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されると同時に、北海道縦貫自動車道函館名寄線等3道路53kmの区間が新直轄方式へ切り替わっております。また、平成15年12月22日の「政府・与党申し合せ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、高速道路ネットワークの構築に貢献するとともに、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力しております。

加えて、平成18年10月26日に平成22年度までの5カ年間の中期経営計画を策定しました。当該計画では、この5カ年間で「経営基盤を確立する期間」と位置付け、民間企業として自立した経営を行うため、自らの経営判断と責任により、財務体質を適正に維持しつつ、経営基盤の確立を図ってまいります。このため、次の5つの取り組み、目標管理制度の導入、新人事制度の導入、組織体制の再編、グループ経営の確立、ITマネジメントの確立、を確実に実行してまいります。

また、高速道路の維持管理は、管理瑕疵、企業信用に直結し、かつ経験・ノウハウ・技術の蓄積が必要な当社の根幹となる業務であること、従来に増して効率的な業務執行を行う必要があることから、これまで外注していた道路維持管理業務を内部化し、当社と一体となって実施する方針です。当期につきましては、設立等により新たに10社を子会社としました。今後も、維持管理業務を実施している会社から子会社への事業譲渡を進めるなど、順次業務を拡大しながら早期のグループ経営の確立を目指し、グループ会社と戦略を共有しつつ連結企業価値の最大化を図ってまいります。

さらに、公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、民間企業としての真の実力をつけ、お客様や国民の皆様からの信頼を回復して、明るく活力のある会社を作り上げてまいります。また、引き続き、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、さらには広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも当社事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

- ・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、次のとおり社債（政府保証債及び普通社債）を発行し、総額1,047億円（額面1,050億円）を調達いたしました。
 - 政府保証第3回東日本高速道路債券
平成18年5月23日発行 300億円（額面300億円）
 - 政府保証第4回東日本高速道路債券
平成18年6月27日発行 198億40百万円（額面200億円）
 - 政府保証第5回東日本高速道路債券
平成18年8月25日発行 199億20百万円（額面200億円）
 - 政府保証第6回東日本高速道路債券
平成18年11月24日発行 99億40百万円（額面100億円）
 - 東日本高速道路株式会社第1回社債
平成19年3月12日発行 250億円（額面250億円）
- ・当期の道路建設等事業投資の資金に充てるため、上記に加え、20金融機関からの長期借入金により総額350億円を調達いたしました。
- ・なお、平成19年3月22日開催の取締役会において、平成19年度における金融機関からの短期借入金に係る限度額を1,000億円に設定することを決議いたしました。

(4) 設備投資の状況

当期中に完成した主要設備

(道路事業)

北海道縦貫自動車道新規開通に伴う八雲料金所他の料金所設備の新設（4箇所）
東関東自動車道成田料金所他のETC設備の新設（50箇所）

(道路休憩所事業)

磐越自動車道阿賀野川SA他のレストラン・ショップの改修等（40箇所）

当期継続中の主要設備の新設・拡充

(道路事業)

北関東自動車道新規開通に伴う太田料金所他の料金所設備の新設（5箇所）
上信越自動車道碓井軽井沢料金所他のETC設備の新設（12箇所）

(道路休憩所事業)

首都圏中央連絡自動車道狭山PA他の新設等（5箇所）

(5) 新設分割及び他の会社の株式の取得の状況

当期におきましては、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「ネクスコ3社」という。）の事業運営上極めて重要な、料金、経理、人事給与等の基幹システムを運用管理している株式会社高速道路計算センターの株式のうち、3分の1を平

成19年1月29日に取得しました。同様に、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社も3分の1ずつ株式を取得することにより、ネクスコ3社がそれぞれ等分に株式を保有する、株式会社NEXCOSYSTEMズとして、関連会社化しました。

また、平成19年3月8日に、維持管理業務のうち、保全点検業務を委託している札幌道路エンジニア株式会社、維持修繕業務を委託している株式会社アクトノース及び陸羽道路メンテナンス株式会社並びに交通管理業務を委託している新日本ハイウェイ・パトロール株式会社の株式をそれぞれ取得の上、順に、株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道、株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道、株式会社ネクスコ・メンテナンス東北及び株式会社ネクスコ東日本パトロールとして、子会社化しました。

なお、平成18年11月30日開催の取締役会において、ネクスコ3社が共同して、調査・研究及び技術開発を行うことを目的に、共同新設分割により、株式会社高速道路総合技術研究所を設立する旨の決議をしております。株式会社高速道路総合技術研究所は、国土交通大臣の認可を受け、平成19年4月2日に設立されたところです。

(6) 財産及び損益の状況

区分	単位	平成17年度 第1期	平成18年度 第2期(当期)
営業収益 (売上高)	百万円	436,953	851,652
経常利益	百万円	15,478	13,502
当期純利益	百万円	6,138	7,501
1株当たり 当期純利益	円	58.46	71.45
総資産	百万円	657,083	678,129
純資産	百万円	111,218	125,014
自己資本比率	%	16.92	18.43
1株当たり 純資産	円	1,059.22	1,190.61

第1期は10月から翌年3月までの6ヶ月決算になっております。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業

(8) 主要な営業所

- ・ 本社 (東京都千代田区)
- ・ 支社 北海道支社 (札幌市) 【 5 管理事務所、 5 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 4 管理事務所、 8 工事事務所】
- 関東支社 (東京都台東区) 【 1 4 管理事務所、 8 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 2 工事事務所】

(9) 従業員の状況

事業部門	従業員数(人)
高速道路事業	2,149 人
受託事業	
道路休憩所事業	32 人
その他の事業	
共通部門	416 人
計	2,597 人

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,597 名	40.5 歳	19.1 年

(注) 当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	10 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	87.1%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング関東	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	80.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ東日本パトロール	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
ネクセリア東日本株式会社	110 百万円	100.0%	サービスエリア・パーキングエリア内営業施設の管理・運営

企業結合の経過

当社は、平成18年6月20日に、当社が管理する高速道路の料金收受業務を行うことを目的に、株式会社ネクスコ・トール東北及び株式会社ネクスコ・トール関東を、当社が管理する高速道路の保全点検業務を行うことを目的に、株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道(平成19年3月28日に株式会社ネクスコ・サポート北海道へ商号変更)、株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北、株式会社ネクスコ・エンジニアリング関東及び株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟を設立しました。

また、平成19年3月8日に、札幌道路エンジニア株式会社、株式会社アクトノース、

陸羽道路メンテナンス株式会社及び新日本ハイウェイ・パトロール株式会社の株式をそれぞれ取得の上、順に、株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道、株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道、株式会社ネクスコ・メンテナンス東北及び株式会社ネクスコ東日本パトロールとして、子会社化しました。

その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 N E X C O システムズ	50 百万円	33.33%	ネクスコ3社の経理、人事・給与システムや、会社間にまたがる高速道路の交通量、料金収入などの計数を管理するシステムなど、ネクスコ3社の業務の基幹となるシステムの運用管理
東京湾横断道路 株式会社	900 億円	33.33%	東京湾アクアラインの道路・施設維持修繕、土木・施設・保全点検、交通管理、料金収受、調査・設計、海ほたるパーキングエリアの管理・運営
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	26.60%	仙台南・郡山トラックターミナル事業及びこれに付帯する事業 当社は、東北高速道路ターミナル株式会社に対して、宮城県名取市及び福島県郡山市においてトラックターミナル事業用地を賃貸しています。

(1 1) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
財務省	814 億 01 百万円
みずほコーポレート銀行	177 億 93 百万円
三菱東京UFJ銀行	117 億 46 百万円
農林中央金庫	115 億 83 百万円
三井住友銀行	114 億 03 百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

内容	数値
発行可能株式総数	420 百万株
発行済株式の総数	105 百万株
株主数	2 名
1 単元の株式数	100 株

(2) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
国土交通大臣	104,952,251 株	99.95%	-	-
財務大臣	47,749 株	0.04%	-	-

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	八木 重二郎	コンプライアンス委員会担当	
代表取締役社長	井上 啓一	経営企画部、人事部及び建設事業部担当	
専務取締役	村上 喜堂	業務検査室、総務部、情報システム部及び広報室担当	
常務取締役	日比 祥造	維持管理業務執行検討委員会、経理部、事業開発部及び経理・財務事務センター担当	ネクセリア東日本株式会社 代表取締役社長
常務取締役	青野 捷人	技術部及び管理事業部担当	東京湾横断道路株式会社 代表取締役社長
監査役(常勤)	武藤 秀一		
監査役(常勤)	井上 泉		
監査役	清水 湛		桐蔭横浜大学法科大学院教授

平成18年6月29日、八木重二郎、井上啓一、村上喜堂、日比祥造、青野捷人は、取締役等に再任され、就任いたしました。

平成18年6月29日、武藤秀一、井上泉、清水湛は、監査役に再任され、就任いたしました。

監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

当社と東京湾横断道路株式会社は、道路休憩所事業において競業関係にあり、また、当社と同社との間に業務の委託等の取引関係があります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	5人	100百万円	・取締役の報酬額 年額 200百万円以内 (平成17年9月21日開催の 創立総会決議)
監査役	3人	37百万円	・監査役の報酬額 年額 70百万円以内 (平成17年9月21日開催の 創立総会決議)
計	8人	137百万円	

(3) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外監査役	井上 泉	ネクセリア東日本株式会社	社外監査役
社外監査役	清水 湛	株式会社東芝	社外取締役 (監査委員会委員)

各社外役員の主な活動状況

監査役 武藤 秀一

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは16回全てに出席、監査役会へは13回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

監査役 井上 泉

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは16回全てに出席、監査役会へは13回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

監査役 清水 湛

当該事業年度における主な活動状況

取締役会へは16回中15回出席、監査役会へは13回全てに出席し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	44,000,000 円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	9,000,000 円
合 計	53,000,000 円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行関連業務を委託し対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを検討する方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年4月27日開催の取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を次のように決議いたしました。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、役員及び社員が法令、定款、社内規則及び社会通念等を遵守して職務を執行するとともに、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える。

事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整える。また、経営に与え

る影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、決議、報告を行うとともに、全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な取締役で経営会議を組織し、審議する。また、各取締役の担当業務を定めるとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の設立等及びその経営管理に関する社内規則を定め、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えることとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設置する。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属社員については業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金		44,219
高速道路事業営業未収入金		47,997
未収入金		11,896
未収収益		4
短期貸付金		5
有価証券		43,996
仕掛道路資産		277,109
商品		5
原材料		609
貯蔵品		1,135
受託業務前払金		15,478
前払金		388
前払費用		147
繰延税金資産		520
その他の流動資産		6,670
貸倒引当金		55
流動資産合計		450,129
固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,287	
減価償却累計額	110	1,177
構築物	26,841	
減価償却累計額	1,229	25,611
機械及び装置	66,833	
減価償却累計額	10,233	56,600
車両運搬具	9,522	
減価償却累計額	4,163	5,359
工具、器具及び備品	4,760	
減価償却累計額	1,656	3,103
土地		0
建設仮勘定		93,626
無形固定資産		1,892
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	13,969	
減価償却累計額	1,036	12,933
構築物	4,591	
減価償却累計額	758	3,832
機械及び装置	887	
減価償却累計額	251	635
車両運搬具	8	
減価償却累計額	5	3
工具、器具及び備品	83	
減価償却累計額	15	67
土地		73,258
建設仮勘定		91,323
無形固定資産		90
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	8,521	
減価償却累計額	921	7,600
構築物	727	
減価償却累計額	167	560
機械及び装置	310	
減価償却累計額	50	260
車両運搬具	160	
減価償却累計額	81	79
工具、器具及び備品	717	
減価償却累計額	187	529
土地		12,883
建設仮勘定		21,915
無形固定資産		2,371
D その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	180	180
E 投資その他の資産		
関係会社株式		10,819
長期貸付金		87
長期前払費用		3,646
その他の投資等		2,528
貸倒引当金		829
固定資産合計		227,652
繰延資産		
道路建設関係社債発行費		348
繰延資産合計		348
資産合計		678,129

科 目	金 額	
負 債 の 部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	95,197	
1年以内返済予定長期借入金	9,199	
未払金	17,354	
未払費用	1,029	
未払法人税等	32	
預り連絡料金	903	
預り金	349	
受託業務前受金	15,363	
前受金	11,298	
前受収益	0	
賞与引当金	1,712	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	654	
回数券払戻引当金	77	
その他の流動負債	6	
流動負債合計		153,180
固定負債		
道路建設関係社債	164,657	
道路建設関係長期借入金	120,451	
その他の長期借入金	47,471	
受入保証金	3,324	
退職給付引当金	54,424	
ETCマイレージサービス引当金	9,323	
カードポイントサービス引当金	16	
その他の固定負債	266	
固定負債合計		399,934
負債合計		553,115
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計		58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,585	
繰越利益剰余金	8,135	13,720
利益剰余金合計		13,720
株主資本合計		125,014
純資産合計		125,014
負債・純資産合計		678,129

損 益 計 算 書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
・ 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	708,948	
道路資産完成高	68,112	
その他の売上高	452	777,513
2. 営業費用		
道路資産賃借料	526,849	
道路資産完成原価	68,112	
管理費用	173,446	768,408
高速道路事業営業利益		9,105
・ 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託事業営業収益	62,288	
道路休憩所事業営業収益	10,830	
その他の事業営業収益	1,019	74,138
2. 営業費用		
受託事業営業費	63,298	
道路休憩所事業営業費	6,545	
その他の事業営業費	981	70,826
関連事業営業利益		3,312
全事業営業利益		12,418
・ 営業外収益		
受取利息	117	
有価証券利息	78	
土地物件貸付料	490	
雑収入	2,115	2,800
・ 営業外費用		
支払利息	1,145	
雑損失	570	1,716
経常利益		13,502
・ 特別利益		
固定資産売却益	401	
その他特別利益	67	469
・ 特別損失		
固定資産除却損	63	
減損損失	485	
その他特別損失	341	890
税引前当期純利益		13,081
法人税、住民税及び事業税	5,580	5,580
当期純利益		7,501

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成18年4月1日 から 平成19年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	52,500	52,500	-	52,500	-	6,218	6,218	111,218	111,218
事業年度中の変動額									
固定資産評価額等の調整(注1)			6,293	6,293				6,293	6,293
別途積立金(注2)					5,585	5,585	-	-	-
当期純利益						7,501	7,501	7,501	7,501
事業年度中の変動額合計	-	-	6,293	6,293	5,585	1,916	7,501	13,795	13,795
平成19年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	8,135	13,720	125,014	125,014

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

2. 別途積立金は、平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっている。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

二 たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法によっている。

三 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物 10～60年

機械装置 5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

四 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却している。

五 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理している。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(7) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当期末における将来使用見込額を計上している。

六 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を適用している。

七 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

八 その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

一 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は125,014百万円である。

二 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

なお、前事業年度において繰延資産に含めていた道路建設関係社債発行差金72百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示している。

三 金融商品に関する会計基準等

当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号）を適用している。

これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微である。

3. 表示方法の変更

損益計算書における関連事業の区分について、有価証券届出書の表記に一致させ「直轄高速道路事業営業収益」と「受託事業営業収益」を「受託事業営業収益」に統合し、「駐車場事業営業収益」と「トラックターミナル事業営業収益」を「その他の事業営業収益」に統合し、「直轄高速道路事業営業費」と「受託事業営業費」を「受託事業営業費」に統合し、「駐車場事業営業費」と「トラックターミナル事業営業費」を「その他の事業営業費」に統合している。

4. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債165,000百万円（額面額）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,094,827 百万円
中日本高速道路(株)	49,623 百万円
西日本高速道路(株)	862 百万円
合計	10,145,312 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150 百万円

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699 百万円

民営化以降、当社が調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,950 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係長期借入金が50,249百万円減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	718 百万円
長期金銭債権	20 百万円
短期金銭債務	10,639 百万円
長期金銭債務	811 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,870 百万円

営業費用 56,379 百万円

営業取引以外の取引による取引高 43 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金 283 百万円

賞与引当金 692 百万円

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 264 百万円

退職給付引当金 21,998 百万円

E T C マイレージサービス引当金 3,768 百万円

その他 563 百万円

繰延税金資産小計 27,569 百万円

評価性引当額 26,959 百万円

繰延税金資産合計 610 百万円

繰延税金負債

未収還付事業税等 90 百万円

繰延税金負債合計 90 百万円

繰延税金資産の純額 520 百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
高速道路事業固定資産	328 百万円	124 百万円	204 百万円
各事業共用固定資産	208 百万円	102 百万円	105 百万円
合計	537 百万円	226 百万円	310 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

二 未経過リース料期末残高相当額

1年内	137 百万円
1年超	172 百万円
合計	310 百万円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	174 百万円
減価償却費相当額	174 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

9. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内	533,020 百万円
1年超	26,031,613 百万円
合計	26,564,633 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっている。

10. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通省(国土交通大臣)	(被所有)直接99.9%	役員の兼任 転籍2名 道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入	38,822	受託業務前受金	12,009

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれている。

2. 一般の取引条件と同様に決定している。

二 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	526,849	高速道路事業営業未払金	46,124
			道路資産の引渡に伴う債務の引渡	債務の引渡及び債務保証(注1)	50,249		
			借入金の連帯債務	債務保証(注2)	10,094,827		
				債務保証(注3)	20,550		
				当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		
		災害復旧に要する費用に充てる資金の借入	債務の引渡	19,652			
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注2)	49,623		
				当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注4)	55,076		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務のうち、7,600百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と、42,649百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、それぞれ連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務保証を行っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。
5. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

11. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,190.61 円
一株当たり当期純利益金額	71.45 円

12. 追加情報

国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において6,293百万円(高速道路事業固定資産機械及び装置6,672百万円、高速道路事業固定資産その他2,473百万円、流動負債その他2,094百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させている。

これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当事業年度の特別利益に計上している。

会計監査人の監査報告 謄本

独立監査法人の監査報告書

平成19年5月31日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 寺尾 仁之 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 打越 隆 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山下 康彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、「平成18年度監査役監査方針及び実施計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画及び実施計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく整備状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査に関する品質管理の基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年 6月 7日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 武藤 秀一 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 井上 泉 ㊟

監 査 役(社外監査役) 清水 湛 ㊟